

新居浜市週休 2 日確保工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、新居浜市が発注する工事において、建設業の働き方改革推進の一環として、建設現場における休日を確保することにより就労環境の改善を図り、建設業の担い手を確保していくことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 週休 2 日確保工事及び休日確保工事（以下「週休 2 日等確保工事」という。）

本要領に基づき、週単位（完全週休 2 日（土日））、月単位又は通期の週休 2 日確保及び土日、祝日、年末年始休暇の 6 日間、夏季休暇の 3 日間を含めた日数分の休日の確保を現場閉所で取り組む工事をいう。

(2) 週休 2 日

ア 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保とは、対象期間において、全ての週で現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 休日確保

休日確保とは、対象期間において、起算する土曜日又は月曜日から 4 週間を 1 期間とし、以降同様に工事完了日までの 4 週間毎の期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

ただし、年末年始休暇の 6 日間、夏季休暇の 3 日間（土日を除く）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼

働期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした期間や受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など、対象として取り扱うことが適当でない期間は含まないものとする。

なお、休日確保工事においては、祝日、年末年始休暇の6日間（土日、祝日を含む）、夏季休暇の3日間（土日、祝日を除く）は休日として取り扱う。

（5）現場閉所

巡回パトロールや保守点検、現場見学会や地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務など、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（6）週休2日確保工事の達成判断

週休2日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ア 週単位（完全週休2日（土日））

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、悪天候等による現場閉所日の振替など受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、受注者において事前に土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位

対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

（7）休日確保工事の達成判断

休日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

起算する土曜日から4週目の金曜日又は起算する月曜日から4週目の日曜日までの4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週

目の日曜日までの4週間を2期目とし、以降同様の考え方で工事完了日までのそれぞれの期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日がある状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日等確保工事は、新居浜市が発注する建設工事を対象とする。

ただし、週休2日確保及び休日確保（以下「週休2日等確保」という。）に取り組むことが適切でないと認められる工事は除くものとする。

2 週休2日等確保に取り組むものについては、以下のいずれかの発注方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

発注者が週休2日等確保に取り組むことを指定する工事で、別に定める特記仕様書（発注者指定型）を設計図書に添付し、対象工事であることを明示するものとする。

(2) 受注者希望型

受注者が工事着工前に発注者に対して週休2日等確保に取り組む旨を協議した上で取り組む工事で、別に定める特記仕様書（受注者希望型）を設計図書に添付し、対象工事であることを明示するものとする。

(現場閉所日の確保)

第4条 週休2日等確保工事の受注者（以下「受注者」という。）は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。なお、休日確保工事の受注者は、祝日、年末年始休暇の6日間（土日、祝日を含む）、夏季休暇の3日間（土日、祝日を除く）も現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替えを行うことができるものとし、休日確保工事の受注者は、祝日、年末年始休暇の6日間（土日、祝日を含む）、夏季休暇の3日間（土日、祝日を除く）についても同様とする。なお、週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

3 現場閉所日は、元請け、下請けを含めて、現場での作業を一切行わないこととする。

ただし、次に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

(1) 巡回パトロールや保守点検、現場見学会や地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務など、現場管理上必要な作業

(2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業

(3) 発注者の指示による作業

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

第5条 発注者指定型の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 受注者は、工事請負契約書第3条に規定した工程表は月単位の週休2日確保又は休日確保を反映したものとする。

(2) 受注者は、月単位の週休2日確保から週単位（完全週休2日（土日））又は通期の週休2日確保に変更を希望する場合は、工事着手日までに協議書により発注者と協議し、変更後の取組みを反映した工程表を発注者に提出して承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、週休2日等確保工事の実施に際しては、工事看板等に週休2日等確保工事である旨を明示し、周知するものとする。

(4) 受注者は、第4条第2項に規定する現場閉所日の振替えを行う場合は、協議書にその理由と振替えを行う日を記載し、発注者に通知しなければならない。

(5) 受注者は、工事途中において週休2日等確保の取組みを変更する場合は、速やかに理由を記載した協議書を提出し、発注者の承諾を得なければならない。なお、工事途中の変更は、次のア～ウの場合に限り認められるものとする。

ア 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保を月単位又は通期の週休2日確保に変更する場合

イ 月単位の週休2日確保を通期の週休2日確保に変更する場合

ウ 週休2日等確保の実施を取りやめる場合

なお、発注者の承諾がない取組みの変更については、週休2日等確保が実施されていないものとして取り扱うものとする。

(6) 発注者は、受注者が取り組んだ週休2日等確保工事について、あらかじめ現場閉所率等を確認するものとする。

なお、受注者は、現場閉所率等が確認できる資料を整備し、発注者から請求があった場合には速やかに提出又は提示しなければならない。

2 受注者希望型の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 受注者は、工事請負契約書第3条に規定した工程表は週休2日等確保を反映しないものとする。

(2) 受注者は、工事着手日までに、週休2日等確保の取組みを希望するか否かについて、協議書により発注者と協議し、希望する場合は、希望する取組みを反映した工程表を発注者に提出して承諾を得なければならない。

その際、発注者及び受注者は、第3条第1項のただし書きに該当しないことを相互に確認するものとする。

(3) 受注者は、週休2日等確保工事の実施に際しては、工事看板等に週休2日等確保工事である旨を明示し、周知するものとする。

(4) 受注者は、第4条第2項に規定する現場閉所日の振替えを行う場合は、協議書にその理由と振替えを行う日を記載し、発注者に通知しなければならない。

(5) 受注者は、工事途中において週休2日等確保の取組みを変更する場合は、速やかに理由を記載した協議書を提出し、発注者の承諾を得なければならぬ。なお、工事途中の変更は、次のア～ウの場合に限り認められるものとする。

ア 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保を月単位又は通期の週休2日確保に変更する場合

イ 月単位の週休2日確保を通期の週休2日確保に変更する場合

ウ 週休2日等確保の実施を取りやめる場合

なお、発注者の承諾がない取組みの変更については、週休2日等確保が実施されていないものとして取り扱うものとする。

(6) 発注者は、受注者が取り組んだ週休2日等確保工事について、あらかじめ現場閉所率等を確認するものとする。

なお、受注者は、現場閉所率等が確認できる資料を整備し、発注者から請求があった場合には速やかに提出又は提示しなければならない。

（費用の積算方法）

第6条 週休2日等確保に取り組んだ工事については、次のとおり、閉所状況に応じた補正係数をそれぞれの経費に乘じるものとする。

(1) 発注者指定型の経費の補正は、月単位の週休2日確保工事又は休日確保工事の補正係数を乗じた各経費を当初設計で計上し、実施した取組みと現場閉所の達成状況を確認後、

月単位の週休2日確保又は休日確保から変更があった場合は、変更請負契約において補正する。

(2) 受注者希望型の経費の補正は、当初設計では計上せず、受注者の希望により取組みを行った場合は、取組みと現場閉所の達成状況に応じて変更請負契約において補正する。

【土木工事標準積算基準、下水道用設計標準歩掛表による工事(以下「土木工事等」という。)

及び水道事業実務必携による工事(以下「水道工事」という。)】

(1) 週単位(完全週休2日(土日))の週休2日確保適用工事

労務費 1.02

共通仮設费率 1.02

現場管理费率 1.03

(2) 月単位の週休2日確保適用工事

労務費 1.02

共通仮設费率 1.01

現場管理费率 1.02

(3) 通期の週休2日確保適用工事

労務費 1.00(補正しない)

共通仮設费率 1.00(補正しない)

現場管理费率 1.00(補正しない)

(4) 週休2日確保工事を取りやめた場合又は達成できなかった場合(以下「週休2日確保工事取りやめ等」という。)

補正しない

(5) 市場単価等の補正は、別記1のとおりとする。

(6) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【港湾土木請負工事積算基準等による工事(以下「港湾工事」という。)】

(1) 休日確保適用工事

ア 港湾請負工事積算基準により積算した工種

労務費 1.02

共通仮設費率 1.02

現場管理費率 1.03

イ 土木工事標準積算基準により積算した工種

労務費 1.02

共通仮設費率 1.01

現場管理費率 1.02

(2) 週休 2 日確保工事取りやめ等

補正しない

(3) 市場単価等の補正は、別記 1 及び別記 2 のとおりとする。

(4) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【公共建築工事積算基準による工事（以下「営繕工事」という。）】

(1) 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保適用工事

労務費 1.02

現場管理費率 1.01

(2) 月単位の週休 2 日確保適用工事

労務費 1.02

(3) 通期の週休 2 日確保適用工事

労務費 1.00（補正しない）

(4) 週休 2 日確保工事取りやめ等

補正しない

(5) 市場単価等の補正は、別記 3 のとおりとする。

(6) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【土地改良工事積算基準による工事（以下「農業土木工事」という。）】

(1) 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保適用工事

労務費 1.02

共通仮設費率 1.05

現場管理費率 1.06

(2) 月単位の週休2日確保適用工事

労務費 1.02

共通仮設费率 1.04

現場管理费率 1.05

(3) 通期の週休2日確保適用工事

労務費 1.00（補正しない）

共通仮設费率 1.00（補正しない）

現場管理费率 1.00（補正しない）

(4) 週休2日確保工事取りやめ等

補正しない

(5) 市場単価等の補正は、別記4のとおりとする。

(6) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【治山林道必携による工事（以下「森林土木工事」という。）】

(1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保適用工事

労務費 1.02

共通仮設费率 1.05

現場管理费率 1.06

(2) 月単位の週休2日確保適用工事

労務費 1.02

共通仮設费率 1.04

現場管理费率 1.05

(3) 通期の週休2日確保適用工事

労務費 1.00（補正しない）

共通仮設费率 1.00（補正しない）

現場管理费率 1.00（補正しない）

(4) 週休2日確保工事取りやめ等

補正しない

(5) 市場単価等の補正は、別記5のとおりとする。

(6) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【漁港漁場関係工事積算基準等による工事（以下「漁港工事」という。）】

(1) 月単位の週休2日確保適用工事

ア 漁港漁場関係工事積算基準により積算した工種

労務費 1.02

共通仮設费率 1.02

現場管理费率 1.03

イ 土木工事標準積算基準により積算した工種

労務費 1.02

共通仮設费率 1.01

現場管理费率 1.02

(2) 通期の週休2日確保適用工事

ア 漁港漁場関係工事積算基準により積算した工種

労務費 1.00（補正しない）

共通仮設费率 1.00（補正しない）

現場管理费率 1.00（補正しない）

イ 土木工事標準積算基準により積算した工種

労務費 1.00（補正しない）

共通仮設费率 1.00（補正しない）

現場管理费率 1.00（補正しない）（3）週休2日確保工事取りやめ等

補正しない

(4) 市場単価等の補正は、別記1及び別記2のとおりとする。

(5) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

(工事成績評定)

第7条 週休2日等確保を達成した工事については、工事成績評定において加点評価を行う。

2 週休2日等確保を達成できなかった場合であっても減点評価は行わないものとする。ただし、発注者指定型について、明らかに受注者側に週休2日等確保に取り組む姿勢が見ら

れなかった場合は、「法令順守等」で減点措置を行う。

(留意事項)

第 8 条 週休 2 日等確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 工事を一時中止した場合は、週休 2 日等が確保できる工期を延期する。
- (2) 施工箇所が点在する工事は、全体を週休 2 日等確保の対象工事とする。
- (3) 現場閉所率は、小数第 2 位を四捨五入し少数第 1 位までとする。

(アンケート調査等)

第 9 条 発注者が週休 2 日等確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(入札公告)

第 10 条 週休 2 日等確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(別記1)

土木工事等及び水道工事における市場単価等の補正について

市場単価は、「愛媛県土木工事標準積算基準書第VI編第2章市場単価」及び「下水道用設計標準歩掛表Ⅷ管路施設（市場単価編）」に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

$$\text{週休2日補正後の市場単価} = (\text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数}) \times \text{加算率} \cdot \text{補正係数}$$

名 称	区分	週休2日確保工事	
		月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付粧工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルービング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

※通期の週休2日確保工事は補正しない。

土木工事標準単価は、「愛媛県土木工事標準積算基準書第VI編第1章土木工事標準単価」に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

週休2日補正後の土木工事標準単価 = (補正前単価×週休2日の補正係数) × 加算率・補正係数

名 称	区分	週休2日確保工事	
		月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ソーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

※通期の週休2日確保工事は補正しない。

(別記2)

港湾工事及び漁港工事（海岸工事を含む）における市場単価の補正について

市場単価は、「愛媛県港湾請負工事積算基準第4章市場単価」及び「愛媛県漁港漁場関係工事積算基準第4章市場単価」に記載のあるもののうち、港湾工事市場単価及び漁港漁場工事市場単価を対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

$$\text{労務費補正後市場単価} = \text{標準市場単価 (施工規模等補正後)} \times \text{補正係数}$$

工種	市場単価 補正係数
底面工	1.01
マット工（アスファルトマット設置）	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工（吊鉄筋・吊バー）	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工（ポンプ打設）	1.02
コンクリート打設工（ポンプ打設以外）	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付	1.02
防舷材取付	1.02
車止・縁金物取付	1.02

工種	市場単価 補正係数
係船柱・防舷材・車止撤去工	1.02
電気防食工	1.02
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02
防砂目地板取付工（水中施工）	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物塗装）	1.01
ペトロラタム被覆工	1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

(別記3)

営繕工事における市場単価の補正について

市場単価等については、以下により補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

※「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ.

基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

2 物価資料に掲載された材工単価（市場単価以外の材工単価）

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位及び週単位の 週休2日確保工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※ 「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位及び週単位の 週休2日確保工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ポンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位及び週単位の 週休2日確保工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダシパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

(別記4)

農業土木工事における市場単価等の補正について

市場単価・土木工事標準単価は、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じて算出する。
《算出方法》

$$\text{週休2日補正後の単価} = (\text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数}) \times \text{加算率} \cdot \text{補正係数}$$

・市場単価による費用の計上に関する補正係数

名 称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付粹工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付き硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力	1.02	1.02
	機械	1.02	1.02
碎石基礎工	人力	1.02	1.02
	機械	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置	1.00	1.00
	取付管布設	1.01	1.01

・土木工事標準単価による費用の計上に関する補正係数

名 称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
鋼橋塗装工		1.01	1.01

※通期の週休2日確保工事は補正しない。

(別記5)

森林土木工事における市場単価等の補正について

市場単価・土木工事標準単価は、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じて算出する。
 《算出方法》

$$\text{週休2日補正後の単価} = (\text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数}) \times \text{加算率} \cdot \text{補正係数}$$

・市場単価による費用の計上に関する補正係数

名 称	区分	補正係数	
		月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付杵工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01

・土木工事標準単価による費用の計上に関する補正係数

名 称	区分	補正係数	
		月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

※通期の週休2日確保工事は補正しない。